

## 自治体職員のための政策法務入門

～公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して～

## ごみ屋敷対策条例⑤

鹿児島大学教授  
宇那木正寛

**今回のポイント**  
前回到引き続き、ごみ屋敷対策条例の現状と課題について解説します。

## ③ ごみ屋敷対策条例の比較

これまで、足立区条例、京都市条例、世田谷区条例、横浜市条例及び横須賀市条例について解説してきましたが、各条例の目的達成手段を比較すると下の表のような違いがあります。

このうち、京都市条例及び世田谷区条例には、即時強制についての定めがあります。即時強制とは、義務を命ずる暇のない緊急事態や泥酔者保護のように義務を命ずることによっては目的を達成しがたい場合に、相手方の義務の存在を前提とせずに、行政機関が直接に身体または財産に実力行使して行政上望ましい状態を実現する作用です。<sup>1)</sup>

ごみ屋敷内の堆積物を撤去、処分するため即時強制は、高い緊急性を前提とするもの

【各条例の比較】

|      | 足立区 | 京都市 | 世田谷区 | 横浜市 | 横須賀市 |
|------|-----|-----|------|-----|------|
| 福祉支援 | ○   | ○   | ○    | ○   | ○    |
| 指導   | ○   | ○   | ○    | ○   | ○    |
| 勧告   | ○   | ○   | ○    | ○   | ○    |
| 命令   | ○   | ○   | ×    | ○   | ○    |
| 公表   | ○   | ○   | ×    | ×   | ○    |
| 罰則   | ×   | ○   | ×    | ×   | ×    |
| 即時強制 | ×   | ○   | ○    | ×   | ×    |
| 審議会  | ○   | ×   | ○    | ○   | ○    |

ではありません。しかしながら、私人に大きな負担を課すものではないこと、また、行政執行法の手続によるまでの慎重さを求める必要が乏しく、反対にそこまでの手続を要求するとかえって時間と経費の無駄になるといった理由から容認されます。<sup>2)</sup>

ごみ屋敷対策条例に定められる即時強制は、単に堆積物の撤去、処分を行うものでは

なく、事前手続なくして、人の居住する敷地内に立ち入って行うものであり、住居の平穩を享受する権利に対する大きな制約となります。特に、敷地のみならず、人の居住する建物内に立ち入ってする即時強制は、高度の緊急性が認められない限り、回避されるべきであり、事前手続→義務賦課→行政代執行という慎重な手続が選択されるべきでしょう。

即時強制については、ごみ屋敷対策条例において「必置装備」とされますが、即時強制の規定を置いていない条例もあります。その理由として、事前手続を前提とする義務賦課行為を経ることなく、相手方の意思に反し、事前手続を経ず堆積物を撤去、処分する即時強制は、福祉のケアが必要とされる要支援者である原因者との信頼関係の破壊につながる可能性があるからです。原因者の多くが福祉的ケアが必要な者であることを考えれば、こうした配慮は必要といえるでしょう。<sup>(1)</sup>

## 4 4 ごみ屋敷対策条例における 代執行の課題

### (1) 住居への立入り

堆積物の撤去及び法令に基づく適正な廃棄

(以下「撤去等」という。)を代執行する場合、どのような課題があるのでしょうか。この場合、本人の意思に反して、現に居住する建物やその敷地に立ち入る場合もあることから、住居の不可侵について定める憲法第35条との関係が特に問題となります。

憲法第35条は、何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索および押収を受けることのない権利は、現行犯で逮捕される場合(憲法第33条)を除いては、正当な理由に基いて発せられ、かつ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されないとし、現行犯逮捕の場合を除き、住居への侵入、搜索・押収についての令状主義を定めています。このうち、「住居」とは、事務所や旅館の居所等も含めて、およそ人が私生活の保護について合理的期待を抱く場所であり、「侵入」とは、管理者の同意なしに「住居」に立ち入ることであるとされています。<sup>(6)</sup>

#### 【憲法】

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官

憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

憲法第35条の規定は、刑事手続を対象とするものですが、行政手続についても、この規定の保障は及ぶのでしょうか。旧所得税法上の質問検査が憲法第35条の令状主義に反するか否かが争われた事件において、最大判昭47・11・22刑集26巻9号554頁(川崎民商税務検査拒否事件上告審判決)は、「憲法35条1項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手続における強制について、それが司法権による事前の抑制の下におかれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手続が刑事責任追及を目的とするものでないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない」としました。

さらに、新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法第3条第3項に定める立入調査が憲法第35条の令状主義に反するか否かが争

いとなった事件において、最大判平成4・7・1民集46巻5号437頁（成田新法に基づく工作物等使用禁止命令取消等請求事件上告審判決）は、前記最大判昭和47・11・22の判旨を述べた上で、次のように加えました。

すなわち、「行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政手続における強制の一種である立入りにすべて裁判官の令状を要すると解するのは相当ではなく、当該立入りが、公共の福祉の維持という行政目的を達成するため欠くべからざるものであるかどうか、刑事責任追及のための資料収集に直接結び付くものであるかどうか、また、強制の程度、態様が直接的なものであるかどうかなどを経合判断して、裁判官の令状の要否を決めるべきである」とし、令状要否における判断の枠組みを示すに至りました。<sup>(7)</sup>

### 【新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法】

#### 第3条

##### 1・2 略

3 国土交通大臣は、第1項の禁止命令をした場合において必要があると認めるときは、当該命令の履行を確保するため必要な限度において、その職員をして、当

該工作物に立ち入らせ、又は関係者に質問させることができる。  
4 16 略

このように最高裁は、憲法第35条の保障が行政手続に及ばないわけではないが行政手続が刑事手続とはその性質においておのずから差異があるとして、その保障が限定される場合もあるとしているのです。

ごみ屋敷対策条例に基づく堆積物の撤去等の命令は、行政手続条例に定めるところにより、弁明の機会の付与などの事前手続を経て発せられるものであり、行政代執行も戒告、代執行令書などの事前手続が求められています。こうしたプロセスを経て実施される堆積物の撤去等の代執行は、客観的に明白な義務違反を前提とし、それを執行するために必要なものであり、原因者である義務者は当然に執行を受忍すべきものです。なお、同様の理由から民事強制執行の際における「住居」への「侵入」についても、令状は必要とされていません。

さらに、代執行手続は、刑事手続とは関係なく、刑事責任追及のための資料収集をするものではありません。この点、国税徴収法第142条に基づく滞納処分のための捜索<sup>(8)</sup>においても「住居」への「侵入」については、令

状は必要ないと解されています。<sup>(9)</sup>

以上の点からして、堆積物の撤去等の代執行のため相手方の意思に反して、「住居」へ「侵入」することになっても、憲法第35条の法意に反するとはいえないでしょう。

### 【国税徴収法】

#### （捜索の権限及び方法）

第142条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。

(1) 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

(2) 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認められるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

3 徴収職員は、前2項の捜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

ただし、比例原則の観点から、堆積物の撤去等の代執行に当たっては、国税徴収法第143条に定めるように立入方法、執行時間、その他執行に付随する行為は必要最小限の範囲で実施されることが求められます。

### 【国税徴収法】

(搜索の時間制限)

第143条 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。

2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

なお、民事執行手続についても国税徴収法と同様に執行についての制限が定められています。

### 【民事執行法】

(休日又は夜間の執行)

第8条 執行官等は、日曜日その他の一般の休日又は午後7時から翌日の午前7時までの間に人の住居に立ち入って職務を

執行するには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

2 執行官等は、職務の執行に当たり、前項の規定により許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

また、原因者及び同居の親族などいづれも不在の場合において、堆積物の撤去等の代執行を行う必要があるときは、適正執行の保障という観点から国税徴収法第144条などに準じて、警察官などの第三者の立会いを求めることがよいでしょう。

### 【国税徴収法】

(搜索の立会人)

第144条 徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまのあるものを立ち会わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会いに応じないときは、成年に達した者二人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官を立ち会わせなければならない。

ところで、堆積物の撤去等に当たり、住居の敷地内あるいは建物の内部への立入りが必

要な場合において、代執行時に門扉や玄関扉が施錠されているケースも想定されます。このような場合には、まずは、居住者にこれを開かせるようにし、これに応じない場合には、代執行を実施するために施錠具を解錠あるいは破壊することも許されます。

こうした施錠具を解錠あるいは破壊する行為は、代執行とは独立した即時強制として理解する<sup>①</sup>必要はなく、代執行に付随する行為としてこれを行うことが可能であると解されます<sup>②</sup>。施錠具の破壊は、原因者に帰責事由があることにより生ずる負担なので損失補償の必要はありません<sup>③</sup>。ただし、この場合、信義則上、施錠具をその場で同等あるいはそれ以上の機能を備える施錠具に交換する義務を行政庁が負うと解されます。施錠具の破壊に伴う施錠具の交換はいずれも代執行に付随する行為なので、後述の代執行費用として請求することができます。

### (2) 撤去等における選別の必要性

敷地内の堆積物は、撤去等の際、財産的価値を有する物件があった場合、どのように対応すべきでしょうか。居住建物外にある堆積物への対応と居住建物内にある堆積物への対応とに分けて考えることにしましょう。

まずは、居住建物外の堆積物への対応についてです。居住建物外の堆積物については、

代執行時点で客観的に財産的価値があると認められるものはあまりないと考えられ、原則、原因者の承諾を得ずに、全ての堆積物について撤去等をして問題とならないでしょう。

この点に関し、例えば、横須賀市は、代執行令書に「屋外、ベランダ、共有地に堆積している堆積物のうち、必要な物件は代執行の前日に屋内に移動してください」と記載するという対応をとりました。これにより、代執行当日、屋外の堆積物の中には、財産的価値を有するものはないと推認され、撤去された堆積物は全て一般廃棄物として処分されています。このような対応は、後日、原因者との紛争を回避するための実務の知恵といえます。

次に、居住建物内部の堆積物への対応です。措置命令を発出する前提として原因者が居住している建物内の堆積物が不良な生活環境の原因となっているかを確認しなければなりません。よって、多くの場合、原因者が居住している建物内部に立ち入ったの調査が必要となります。しかし、一般に条例に定める立入調査権では、相手方の意思に反して、適法に立ち入ることはできません。このため、建物内の堆積物についての状況を正確に把握することができず、居住建物内部の堆積物については、代執行が難しいケースが多いと考えられます。

しかし、立入調査を行わなくとも建物内部の堆積物により不良な生活環境の原因となっていることが外部から明らかの場合もあります。このような場合には代執行も可能です。建物内部に存置されている堆積物は、建物外部の敷地内にある堆積物と比較すると財産的価値を有する物件が含まれている可能性も高いことから、堆積物を撤去する過程で選別作業を行う必要があります。選別作業の過程で財産的価値を有する物件を発見した場合に、原因者や同居の親族などの承諾がない限り廃棄処分することは困難でしょう。

### (3) 代執行費用の範囲

#### ①害虫駆除費

ごみ屋敷については、堆積物の撤去中あるいは撤去後に、堆積物が原因となって発生した害虫、ねずみの駆除作業が必要となります。こうした駆除作業に要した費用を行政代執行法第5条にいう代執行に要した費用(以下「代執行費用」という。)として請求できるのでしょうか。

#### 【行政代執行法】

第5条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。

代執行費用について、行政代執行法第2条は、当該行政庁が「自ら義務者のなすべき行為をなし」、又は、「第三者をしてこれをなさしめ」た場合において、その費用を当該義務者から徴収することができる」と規定しています。これにより、代執行を民間業者などの第三者に委託した場合はもちろんのこと、行政庁自らが執行した場合であっても、当該行政庁がその費用を一般の行政経費として負担することなく、相手方に請求することができま

#### 【行政代執行法】

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

代執行費用として請求できる範囲を明確に

定義することは容易ではありませんが、私見では、「執行行為に直接の関連を有し、かつ、必要または有益な費用のうち、行政が法令などの定めにより自身で行うことを義務付けられている事務に要する費用を除いたもの」であると解しています<sup>15)</sup>。このうち、「行政が法令などの定めにより自身で行うことを義務付けられている事務に要する費用」とは、命令や戒告、代執行令書、納付命令の発出に要した費用、執行責任者を始め執行関係職員を代執行の現場に派遣するために要した費用など代執行の実施に当たって法令上必要な行政手続に要した費用のほか、地方自治法第234条の定めるところにより行う入札手続など代執行の事務を第三者に委託する契約を締結するために要した費用、同法第234条の2第1項の定めるところにより行う契約の履行確保のための監督、検査などに要した費用なども含まれます。なお、代執行費用に該当しないものについては、これを請求する法律上の根拠がない限り、一般の行政経費で賄わざるを得ません。

### 【地方自治法】

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結す

るものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 略

### (契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならぬ。

2 略

確かに、措置命令の内容が堆積物の撤去等であれば、撤去中あるいは撤去後に行う害虫駆除作業については、執行行為の直接の内容とはいえません。しかし、生活環境保全の観点から、代執行庁が害虫駆除を執行行為に付随する事務としてするのは当然といえます。

したがって、害虫駆除作業に要した費用は、執行行為そのものに係る費用ではありませんが、「執行行為に直接の関連を有し、かつ、必要又は有益な費用」（＝代執行費用）として請求することができます。

なお、次のように「不良な生活環境を解消するための措置」を命ずることができるという規定に基づき、堆積物の撤去等だけではなく、害虫駆除作業も直接の命令内容とすることができます。この場合、「堆積物を撤去し、法令の定めるところにより、適正に廃棄をせよ」という命令に加えて、「害虫などに対する駆除作業をせよ」という命令も併せて発した上で、両命令内容を代執行し、それに要した費用を代執行費用として請求することになります。

### 【京都市条例】

(命令、公表等)

第12条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかつたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命ずることができる。

2 市長は、著しく不良な生活環境が生じているときは、その状態を生じさせた者（その者を確知することができない場合にあつては、その状態にある建築物等の

所有者)に対し、相当の期限を定めて、その状態を解消するために必要な措置を採ることを命じることができる。

### 【横須賀市条例】

(命令)

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、なお不良な生活環境が解消していないと認めるときは、堆積者に対して、期限を定めて不良な生活環境を解消するための措置をとるべきことを命ずることができる。

### ②職員の人件費

職員が直接、堆積物の撤去等の代執行を行った場合における職員の給与を代執行費用として請求することができるでしょうか。行政庁が自ら代執行を実施した場合における職員の給料、手当などの職員給与については、原則、代執行費用、すなわち、「執行行為に直接の関連を有し、かつ、必要または有益な費用」(Ⅱ代執行費用)として請求しうると解されます<sup>6)</sup>。

というのも、行政代執行法第2条は当該行政庁が「自ら義務者のなすべき行為をなし」、または「第三者をしてこれをなさしめ」た場合において、その費用を当該義務者から徴収

することができるかと規定していることから、行政庁の職員が実施した場合と第三者に委託した場合とで代執行費用の内容が異なるとは考えられないからです。ただし、通常の勤務時間内の対応に係る職員の給料については、その算出が技術的に困難であるため、実務においては、時間外手当や特殊勤務手当といった代執行の実施との対応関係が明らかで、かつ、客観的資料に基づき具体的に費用が容易に算出できるものに限定されているのが実情です。

右のような事情から、実務では、現実に行行政庁の職員のみで執行が可能な量の堆積物であっても、業者に委託して撤去等を行い、それに要した費用を代執行費用として請求するケースが多いと考えられます。

## 5 まとめ

ごみ屋敷に対する代執行の困難さは、収集癖、認知症や高齢化に伴う身体機能の低下、生活意欲の減退、セルフネグレクトなど精神的あるいは身体的に問題を抱えた要支援者に対するものであること、また、それゆえに、対症療法的である1回限りの代執行ではごみ

屋敷問題が解決しない点であるといえます。

ごみ屋敷問題の根本的解決に当たっては、代執行という対症療法的手法を繰り返すだけではなく、本人への粘り強い指導、教育、援助などによる原因療法的手法を中心に対応することが必要となります。ごみ屋敷問題の解決に必要な処方箋の数は、原因者の数だけあるといってもよく、個々の問題解決に当たっては、自治体の臨床的知見の蓄積とその共有並びにそれらの分析が重要であるといえます。

注

(1) 宇賀克也『行政法概説I〔第7版〕』(有斐閣、2020年) 117頁。

(2) 横浜市船舶の放置防止に関する条例に定める放置船舶移動に対する即時強制が行政強制の法体系に違反するか否かが争点となった事件において、横浜地判平12・9・27判例(地方自治217号69頁は、「関係する法律に放置船舶に対する即時強制に関する規定はないけれども、地域に固有の問題に対処するための制度を設ける必要性が高いこと、船舶の一時的移動についての執行を可能とすることだけを目的とし、私人に対する影響の必ずしも大きいものとはしないこと、そのため行政代執行の手続によるまでの慎重さを求める必要が乏しく、反対にそこまでの手続を要求するとか

えって時間と経費の無駄になること、移動措置の方法としては、法令が他の場合に設けている即時強制の制度に準じた手段によること、以上のような要件が満たされるならば、例外的に条例により移動措置に関する規定を定めることもできるといふべきである」とした。

(3) 北村喜宣「条例によるごみ屋敷対応をめぐる法的課題」日本都市センター編『自治体による「ごみ屋敷」対策―福祉と法務からのアプローチ―』（日本都市センター、2019年）147頁。

(4) 横須賀市では、弁明の機会の付与を含めた慎重な事前手続を通じて相手方に代執行の必要性を理解させ執行に至ったことから、代執行後も相手方との信頼関係は損なわれることなく、支援が継続されているという（宇那木正寛「ごみ屋敷対策条例による行政代執行の課題（上）」判例地方自治458号91頁）。

(5) 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注釈日本国憲法論（第2版）上巻』（青林書院、1989年）749頁。このように「住居」とは、「およそ人が私生活の保護について合理的期待を抱く場所である」ことから居住する建物の内部だけではなくその敷地についても保護対象となりうる。特に居住建物の内部については、保障の度合いが高いといえる。

(6) 樋口ほか・前掲注（5）751頁。

(7) こうした法理を示した上で、同判決は、「本法3条3項は、運輸大臣は、同条1項の禁止命令をした場合において必要があると認めるときは、その職員をして当該工作物に立ち入らせ、又は関係者に質問させることができる旨を規定し、その際に裁判官の令状を要する旨を規定していない。しかし、右立入り等は、同条1項に基づく使用禁止命令が既に発せられている工作物についてその命令の履行を確保するために必要な限度においてのみ認められるものであり、その立入りの必要性は高いこと、右立入りには職員の身分証明書の携帯及び提示が要求されていること（同条4項）、右立入り等の権限は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないと規定された（同条5項）、刑事責任追及のための資料収集に直接結び付くものではないこと、強制の程度、態様が直接的物理的なものではないこと（9条2項）を総合判断すれば、本法3条1、3項は、憲法35条の法意に反するものとはいえない」と結論づけた。

(8) 「搜索」とは、徴収職員が滞納処分のために差し押さえる財産の発見又は差し押さえた財産の引上げ等をすべく滞納者等の物又は住居等について行う強制処分をいう（吉国二郎ほか共編『国税徴収法精解（第19版）』（大蔵財務協会、2018年）902頁）。

(9) 吉国ほか・前掲注（8）903頁以下は、この理由として、①刑事上の搜索手続は、犯罪の嫌疑を実体化するための手続であり、客観的事実は当該捜査の当時において不確定の状態にあるから、刑事手続における搜索については人権擁護のための手続を慎重にしておく必要があるが、滞納処分による搜索は滞納の事実が客観的に明白であって、それを実行する手続にすぎないから、その要件を刑事手続のように厳格にする必要がないこと、②刑事上の搜索手続は直接刑罰と結びつくが、滞納処分の搜索手続は租税債権の実現を図ることを目的とするにすぎないから、基本的人権の侵害の度合いが異なるものと解されることなどを挙げる。

(10) 国税徴収法第142条第3項は、滞納処分のための搜索について「滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる」と定めている。この点に關し、国税徴収法基本通達第142条関係7は、同条第3項に關し、徴収職員が自ら開くのは、滞納者などが徴収職員の開扉の求めに応じないとき、不在のとき等やむを得ないときに限るものとしている。

(11) 即時強制と解する場合には、条例で別に錠具を解錠あるいは破壊する根拠を具体的に

定める必要がある。

(12) 例えば、岡山市が行った都市計画法違反の建築物に対する除却執行の際、当該除却対象建築物内に存置されている物件を搬出・保管するために解体工事を請け負った業者により施工器具が一旦破壊され、その場で新しい鍵に取り替えられている(岡山市行政代執行研究会編『行政代執行の実務』(ぎょうせい、2002年)72頁参照)。なお、これらの対応に要した費用は執行行為に付随する行為に要した費用であると解され、代執行費用として請求されている。

(13) 今村成和『損失補償制度の研究』(有斐閣、1968年)20頁参照。

(14) 宇那木・前掲注(4)92頁。

(15) 宇那木正寛「行政代執行における執行対象(外)物件の保管等およびその費用請求の法的根拠(3・完)」自治研究95巻12号(2019年)73頁。

(16) 宇那木・前掲注(15)73頁。

## コラム 十任十色

### 軽犯罪法違反

県庁時代の部下から電話が来た。真面目一方で融通が利かなかったが仕事は確かな男だった。自家用車で他県を走行中、パトカーに捕まって警察で取調べを受けたという。

停車して身構えていたところに、若い警官が2人にここにこしながら降りてきた。

「交通違反ではないから安心してください。特別警戒中でして、車内にナイフとか危険なものを置いてありません?」「ないと思う」「車内を見せてもらっていいですか」「どうぞ」。

この間車内を一覧し、やにわにダッシュボードを指差して「この中にそういうものを入れてないですか?」と聞く。

「車検証と懐中電灯くらいかな」「開けてもらっていいですか」「はあはあ」「ご自分で開けて中のものを確かめてください」「車検でしょう、懐中電灯でしょう……」「その奥の方のビニール袋は何ですか」「何かなあ……工具みたいですが……」「中の黒い小さな袋は?ご自分で開けて見せてください」。袋には十徳ペンチが入っており、柄の部分に缶切りやナイフなどが折り畳まれていた。

「これは危険なものではないですか?何のためにここに置いてあるのですか?」。自分でも忘れていたのだが、もしものときに安全ベルトを切ったり窓ガラスを割るほか、キャンピングのとき使うためにダッシュボードに仕舞ったままだった。「これは、軽犯罪法違反になります」。警官は勝ち誇ったような顔で宣告する。参ったなあ……前科ものかい?科料か拘禁か、はたまた書類送検か?

明らかな拡大解釈だと思うが手柄を上げたがっている彼らに言っても埒が明かない。下手に逆らうと現行犯逮捕だ。

そこに助け船のような、警官の囁き「大丈夫です、前科も罰金もありませんから」。それならいいかと妥協したら、調書を作成するので警察署まで来てくれと、そのまましょびかれた。

おかしなことに、職務質問をしてきた新人らしい警官が案内役だと言って助手席に乗ってきた。「今までのおさらいをしておきますね。署で調書をとるときに、ちゃんと言わないと不利になりますから」。そのおさらい確認が怪しい。まず、危険なものを持っていたこと、表に置かずにダッシュボードにずっと入れていたこと、等々をくどくどと嘸んで含めるように繰り返し言う。何か、これは一種の洗脳でないかい?こいつは、はめられたかな?いくら能天気でもさすがに疑念が湧いたらしい。

結局、取調室に連れていかれた。調書をとられるとなるとまずいから知り合いの弁護士に連絡しようか、と考えたとき責任者が件の十徳ペンチをもって入ってきて、開口一番「お父さんは、これが危険なものと思うの?」

おや、何やら話のトーンが違う?「いや、一種のキャンプ道具みたいなもので危険とまでは思ってたけど、付属のナイフが危険じゃないかと言われれば危険ですが……」「何で初めにそう言わなかったの」「言ったけど危険だろうと言われて聴いてもらえなかったから」。

それから、1時間あまり待たされた。

結局、「ツールナイフの使い方について」という弁明書のようなものを書かされて署名指紋押印後に放免された。

彼は警察のブラックリストに載ってしまって勲章などに響くのではないかと心配している。

(新戸 拓)